Ｚ―74―Ｋ

固定資産税　試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

   なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和６年４月５日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「Ｋ１～Ｋ５」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ―50点―

問1（25点）

次の⑴～⑶の問に答えなさい。なお、仮徴収について説明する必要はない。

⑴ 固定資産税の納期及び徴収の方法について説明しなさい。

⑵ 固定資産税の徴収に当たり、市町村が納税者に対して交付しなければならない文書について説明しなさい。また、当該文書に記載すべき事項及び当該文書を交付しなければならない期限についても説明しなさい。

⑶ 固定資産税が納期限までに完納されない場合の督促及び滞納処分について説明しなさい。

問2（25点）

固定資産評価審査委員会に対する審査の申出について、その制度の趣旨、審査の申出ができる者、審査の申出ができる事項及び審査の申出ができる期間について説明しなさい。また、併せて、固定資産評価審査委員会の決定に不服がある場合の取扱いについても説明しなさい。

〔**第二問**〕 ―50点―

問1（25点）

A市内に所在する次の**【土地X】**及び**【土地Y】**並びに**【家屋Z】**に係る令和6年度分の固定資産税額を、計算過程を明らかにした上で算出しなさい。

なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

また、**【土地X】**及び**【土地Y】**並びに**【家屋Z】**の所有者はいずれも異なるものとし、かつ、これらの土地又は家屋の所有者はA市内に他の土地又は家屋を所有しないものとする。

【土地X】

⑴ 土地Xの地目は宅地であり、店舗の用に供されている。

⑵ 土地Xの地積は800 m^2 である。

⑶ 土地課税台帳に登録された土地Xの価格等の状況は次のとおりである。

① 令和5年度分の価格　128,000,000円

② 令和5年度分の課税標準額　65,000,000円

③ 令和6年度分の価格　118,000,000円

⑷ 土地Xは、令和5年度及び令和6年度分の固定資産税について、地方税法第348条若しくは附則第14条の規定による非課税措置又は同法第349条の3若しくは附則第15条から第15条の3までの規定による課税標準の特例措置の適用はないものとする。

⑸ A市は令和5年度及び令和6年度分の固定資産税について、地方税法附則第21条の条例を定めていない。

【土地Y】

⑴ 土地Yの地目は宅地であり、令和5年度の賦課期日までは事務所の用に供されていたが、令和5年3月に事務所が取り壊されるとともに同年10月に住宅が新築され、その全体が小規模住宅用地に該当することとなった。なお、令和5年中に所要の登記を終えている。

⑵ 土地Yの地積は190 m^2 である。

⑶ 土地課税台帳に登録された土地Yの価格等の状況は次のとおりである。

① 令和5年度分の価格　52,200,000円

② 令和5年度分の課税標準額　32,760,000円

③ 令和6年度分の価格　52,200,000円

⑷ 必要であれば、土地Yの近隣に所在する土地Y'を地方税法附則第17条第7号の類似土地として使用すること。土地Y'は地積150 m^2 の小規模住宅用地であり、令和5年度分の価格は40,000,000円、課税標準額は6,666,000円である。

⑸ 土地Yは、令和5年度及び令和6年度分の固定資産税について、地方税法第348条若し

くは附則第14条の規定による非課税措置又は同法第349条の3若しくは附則第15条から第15条の3までの規定による課税標準の特例措置の適用はないものとする。

⑹　A市において固定資産税を課された土地のうち小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等のそれぞれの価格及び課税標準額(地方税法第349条の3の2の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。)の総額は次のとおりである。

価格の総額　（単位：億円）

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用宅地等
令和5年度	7,600	920	8,400
令和6年度	7,400	900	8,500

課税標準額の総額　（単位：億円）

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用宅地等
令和5年度	1,064	252	5,600
令和6年度	1,022	240	5,700

【家屋Z】

⑴　主要構造部を耐火構造とした5階建の家屋であり、独立した8の区画から構成されている。(区分所有に係る家屋ではない。)

⑵　建築時期は、令和5年5月であり、同年末までには下図のとおり入居は完了している。

⑶　家屋課税台帳に登録された令和6年度分の価格は、550,000,000円である。

⑷　区画A、区画Dは、店舗の用に供されている。

⑸　区画B、区画C、区画F、区画Gは、居住の用に供されている。

⑹　区画E、区画Hは居住用と事務所用の併用である。

⑺　区画Hは家屋Zの所有者が自ら使用しているが、その他の区画については貸家の用に供されている。

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">H 事務所用 80 m²</td><td>居住用 40 m²</td><td rowspan="5">共用部分
100 m²</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">G 居住用 220 m²</td></tr>
<tr><td></td><td>E 居住用 40 m²</td><td>事務所用 40 m²</td><td colspan="2">F 居住用 100 m²</td></tr>
<tr><td colspan="3">C 居住用 140 m²</td><td colspan="2">D 店舗用 100 m²</td></tr>
<tr><td colspan="4">A 店舗用 200 m²</td><td>B 居住用 40 m²</td></tr>
</table>

問 2（25 点）

次に掲げる工場の用に供する償却資産に係る令和 6 年度分の課税標準額を、甲県課税分、乙市課税分、丙町課税分及び丁市課税分に分けて、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率、免税点は地方税法第 351 条本文の免税点によるものとし、乙市及び丁市は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市に該当しないものとする。

【X 会社】

① A工場

甲県乙市に建設され、令和 2 年 5 月 23 日に稼働開始

A工場の用に供する償却資産の令和 6 年 1 月 1 日現在の評価額は 21,000,000,000 円

令和 3 年度に法定金額(注)を超過

② B工場

甲県乙市に建設され、令和 2 年 10 月 27 日に稼働開始

B工場の用に供する償却資産の令和 6 年 1 月 1 日現在の評価額は 32,000,000,000 円

令和 3 年度に法定金額を超過

③ C工場

甲県丙町に建設され、令和 4 年 2 月 17 日に稼働開始

C工場の用に供する償却資産の令和 6 年 1 月 1 日現在の評価額は 60,000,000,000 円

令和 5 年度に法定金額を超過

【Y 会社】

④ D工場

甲県丁市に建設され、令和元年 12 月 16 日に稼働開始

D工場の用に供する償却資産の令和 6 年 1 月 1 日現在の評価額は 80,000,000,000 円

令和 2 年度に法定金額を超過

⑤ E工場

甲県丁市に建設され、平成 29 年 7 月 28 日に稼働開始

E工場の用に供する償却資産の令和 6 年 1 月 1 日現在の評価額は 50,000,000,000 円

令和元年度に法定金額を超過

⑥ F工場

甲県丁市に建設され、平成 25 年 6 月 14 日に稼働開始

F工場の用に供する償却資産の令和 6 年 1 月 1 日現在の評価額は 90,000,000,000 円

平成 26 年度に法定金額を超過

⑴　官報に公示された最近の人口は、甲県 800,000 人、乙市 62,000 人、丙町 28,000 人、丁市 230,000 人である。

⑵　令和５年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額は、乙市 37,200,000,000 円、丙町 15,000,000,000 円、丁市 58,750,000,000 円である。

⑶　令和５年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額は、乙市 17,200,000,000 円、丙町 8,000,000,000 円、丁市 30,500,000,000 円である。

⑷　⑵の基準財政収入額に算入された大規模償却資産に係る固定資産税の収入見込額は、乙市 3,050,000,000 円、丙町 3,200,000,000 円、丁市 11,000,000,000 円である。

（注）　地方税法第 349 条の４第１項の規定により、市町村の区分に応じて定められる次の金額をいう。

市町村（地方自治法第 252 条の 19 第１項の市を除く。）の区分	金額
人口５千人未満の町村	５億円
人口５千人以上１万人未満の市町村	人口６千人未満の場合には５億４千４百万円、人口６千人以上の場合には５億４千４百万円に人口５千人から計算して人口千人を増すごとに４千４百万円を加算した額
人口１万人以上３万人未満の市町村	人口１万２千人未満の場合には７億６千８百万円、人口１万２千人以上の場合には７億６千８百万円に人口１万人から計算して人口２千人を増すごとに４千８百万円を加算した額
人口３万人以上 20 万人未満の市町村	人口３万５千人未満の場合には 12 億８千万円、人口３万５千人以上の場合には 12 億８千万円に人口３万人から計算して人口５千人を増すごとに８千万円を加算した額
人口 20 万人以上の市	40 億円